

令和8年2月10日

法務省民事局商事課 御中

## 企業価値担保登記規則案に関する意見

日本司法書士会連合会  
会長 小澤吉徳

企業価値担保権制度は、事業者が将来取得する財産を含む総財産を担保目的財産とする、包括的な担保制度を創設するものである。かかる制度のもと、企業価値担保権は事業者の商業登記簿に登記されることにより効力を生じ、当該登記をもって第三者に対抗できるものとされており、登記の果たす公示機能は、事業者を取り巻く利害関係人等にとって重要であると考えられる。

基本的な方向性には概ね賛成であるが、以下のとおり意見を申し述べる。

### 1. 準用不動産登記規則第28条第10号の規定の読み替えについて

#### 【意見】

本規則案第13条において、企業価値担保権に関する登記の申請情報及びその添付情報の保存期間を準用不動産登記規則第28条第10号の規定の「受付の日から30年間」を読み替え「受付の日から10年間」と読み替えると提案されているが、不動産登記規則第28条第10号の規定どおり「受付の日から30年間」とすべきである。

#### 【理由】

企業価値担保権は商業登記簿に記載される事項ではあるものの、企業価値担保権が10年を超えて存続する可能性があること、さらに企業価値担保権の権利の性質や当該担保権が設定されることの影響に鑑みると、保存期間は30年間が適切であると考える。

### 2. オンライン申請及びオンライン特例方式による申請方法の導入について

#### 【意見】

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条に基づき、申請情報をオンラインにより送信し、書面を別送する方式（オンライン特例方式）を導入すべきである。

#### 【理由】

本規則案では、不動産登記法第18条第1号・第2号による規定を準用しているところ、同条第1号にかかる規定のオンライン申請を可能とするためには同法附則第6条第1項にかかる規定の法務大臣の指定を受ける必要があるものと考えられる。不動産登記令附則第6条所定のいわゆるオンライン特例申請の導入も含め、制度趣旨などを踏まえ、より申請人の利便性に配慮した申請方法の導入を検討すべきであると考える。

### 3. その他

企業価値担保権の登記の有無は取引の安全に関わる一方、利用促進の観点から信用不安を惹起しないような公示上の配慮及び周知を要するところである。この点、かつての債権譲渡登記や企業担保権の公示の在り方も踏まえ、検討すべきであると考える。

企業価値担保権を設定した会社は、担保目的財産について通常の事業活動の範囲を超える使用、収益及び処分をする際には、全ての企業価値担保権者の同意を要するという財産管理処分権限の制約を受ける（事業性融資の推進等に関する法律第20条第2項）。したがって、取引の安全を図る観点から、会社状態区（破産、特別清算、民事再生、会社更生等）と同様に、一部事項証明書や登記事項要約書に「企業価値担保権区」が記載されるよう商業登記規則第30条第2項及び第31条第2項の規律の見直しを検討すべきであると考える。

企業価値担保権の登記については法務局の法人登記部門で取扱うものと思われるが、不動

産登記規則の原本還付に関する規定（不動産登記規則第55条第3項）が準用されているところ、運用上、不動産登記部門と法人登記部門において異なる取扱いがされている場合があることから、制度開始後、両部門の取扱いの差異等による混乱がないよう運用上の工夫を検討すべきであると考える。

以上